

第5 「民事司法を利用しやすくする懇談会」の発足（2013〔平成25〕年1月24日）

1 設立目的とメンバー～各界からなる民間懇談会

2013（平成25）年1月24日民事司法を利用しやすくする懇談会が発足した。この懇談会（以下、「民事司法懇」という。）には研究者（憲法、民法、商法、民事訴訟法、行政法、法社会学）はじめ、経済団体、労働団体、消費者団体、及び法曹関係者等34名が参加している。民事司法懇は各委員が、「民事・家事・商事部会」、「行政部会」、「労働部会」、「消費者部会」、「基盤整備・アクセス費用部会」を構成して議論し、報告書を取りまとめる作業を行った。

その間、日弁連の民事司法改革グランドデザイン、最高裁判所の迅速化検証検討報告書、本人訴訟に関する実証的研究、民事訴訟利用者調査結果等の調査・分析を行い、日弁連との共催で2013（平成25）年3月16日利用者の声を聞く「民事司法改革オープンミーティング」を実施した。そのような検討を経て、先の司法制度改革が、利用しやすく、頼りがいのある、公正な民事司法を目指したものの、積み残し課題が多く残されていることや経済活動の更なる国際化や経済格差の拡大、経済再生の必要性など新たな展開が求める課題も有ると指摘する。そして、公共インフラとしての民事司法制度の整備・拡充は国が行うべき喫緊の課題としている。なお、この民事司法懇の事務局は委託されて日弁連が担っている。

民事司法懇は、最終報告書提出後も活動を継続しており、2018（平成30）年10月16日第7回目の全体会を開催した。

2 中間報告書（同6月29日）

民事司法懇は2013（平成25）年6月29日中間報告書を発表した。この中で提言実現の方法として①運用、②従前の法改正（法制審を経ての立法や議員立法）、③新たな検討組織の3通りの選択肢を示した。

3 最終報告書（同10月30日）

続いて2013（平成25）年10月30日最終報告書を発表した。最終報告では改革は待ったなしであるとし、国と民間の協同で大がかりな事業として、政府に改革の道筋をつける強力な検討組織を設置することを求めている。また、民事司法懇は、今後も委員と各出身母体が提言実現のために適宜必要な行動をとるとしている。なお、最終報告書の全文は「民事司法を利用しやすくする懇談会」のHPで公開している。